

# 旅行条件書

## ●募集型企画旅行契約

この旅行は（一社）平戸観光協会 平戸観光交流センター（長崎県知事登録旅行業第3-140号。以下「当社」という）が企画し実施するものであり、ご参加にあたり当社と募集型企画旅行契約をすることになります。また、契約内容・条件は、各ツアーごとに記載されている条件のほか、出発前にお渡しする確定書面（旅程表）及び旅行業約款募集型企画旅行契約の部になります。

## ●お申込・契約成立・お申込金

①郵送、FAX、Webの申込フォームもしくは直接のご来店にて契約の事前申し込みを受け付けます。申込金は「旅行代金」又は「取消料」「違約料」の一部として取り扱います。

②契約の成立は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

③お申込金（おひとり様）旅行代金の20%にあたる金額

## ●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。ただし、14日前以降のお申込みの場合は、当社の指定した日までにお支払いいただきます。

## ●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に開示した運送関係の運賃、体験量及び諸税、サービス料やガイド料、保険料、その他〇〇代金と表示するもの。

## ●旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示した以外のもの。集合場所までの交通費、お食事付のツアーで追加注文した飲食代等、お申込み等にかかる通信料、旅行代金の

振込手数料等は含まれません。

## ●取消料

（1）旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

取消日（下記①～②は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって）	取消料（おひとり様）
①20日目（日帰り旅行にあっては10日目）にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
②7日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
③旅行開始前日の解除	旅行代金の40%
④旅行開始当日に解除する場合（下記⑤の場合を除く）	旅行代金の50%
⑤旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

## ●最少催行人員

各ツアー記載の人数、最少催行人数に達しなかった場合、旅行開始日の前日から起算して3日目にあたる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

## ●旅行内容・代金の変更

天災地変、戦乱、暴動、運送等の旅行サービスの中止、その他の当社が関与し得ない事由で、当該旅行の実施が不可能なときは中止することがあります。また、運送機関の適用運賃・料金の大幅な改訂により、旅行内容・代金を変更する場合があります。

## ●当社の責任

当社は故意または過失によりお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。また、悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領が出来なくなった場合、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を

# 旅行条件書

差し引いた金額を払い戻します。

## ●特別補償

当社は、お客様が急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の障害についてあらかじめ定める額の補償及び見舞金を支払います。

## ●お客様の責任

お客様は、旅行開始後において契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関またはお申込店に申し出なければなりません。

## ●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがなどをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

## ●事故等のお申し出について

旅行中に、事故等が生じた場合は、ただちに同行の添乗員または現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、または当社にご通知ください。

## ●個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込の際に提出された申込書などに記載された個人情報については、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

また、同意を得られた範囲内においてのみ他参加者にプロフィール公開をいたします。そのほか、平戸市、長崎県に個人情報の提出をいたしますが、各々の個人情報取扱い規定により管理し、目的以外での使用は行いません。

## ●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2023年7月1日を基準としています。旅行代金は2023年7月1日現在有効な運賃・規制を基準として算出しています。